

人と動物のより良い関係を目指して

9月20日～26日は動物愛護週間 人も動物も住みよいまちに

この機会に、動物(ペット)との上手な付き合い方を考えてみませんか。

☎衛生課管理係 (5273)3148



ペットを飼おうと考えている方へ

ペットを飼う前にご確認ください

- ▶「ペット可」の住宅に住んでいる
- ▶毎日欠かさず世話ができる
- ▶排せつ物の片付け・防音対策・しつけなど、近隣に迷惑をかけないように配慮できる
- ▶ペットの一生にかかる費用を考えている
- ▶ペットが寿命を迎えるまで責任を持って飼うことができる

犬を飼うときのルールとマナー

■飼い主の義務を果たしましょう

登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

●犬の登録

- ▶マイクロチップ未装着の犬の場合
衛生課か特別出張所で登録手続きをお願いします。
- ▶マイクロチップを装着した犬の場合
所有者情報を環境省データベースに登録してください。

●毎年1回の狂犬病予防注射

毎年4月ころ、区に登録がある犬の飼い主へ予防注射のお知らせを発送しています。4月～6月に動物病院で予防注射を受けた後、獣医師が発行した予防注射済みの証明書を衛生課か特別出張所にお持ちの上、狂犬病予防注射済票交付手続きをしてください。

●犬の散歩で気を付けること

- ▶必ずリードでつなぎ、とっさの動きに対応できるよう備える
- ▶トイレは散歩の前に家で済ませ、散歩時は排せつ物を処理するための水・ビニール袋・ティッシュを携帯する

猫を飼う方へのお願い

- ▶屋内飼育をする
- ▶繁殖を望まない場合、去勢・不妊手術をする
- ▶首輪やマイクロチップで身元を表示する



日頃から災害に備えましょう

●災害時に備えた備蓄を

5日分程度の食料や水のほか、トイレ用品・ケージ・リード・ペットの写真、犬は鑑札と狂犬病予防注射済票、猫は迷子札などを準備しましょう。

●避難所での動物救護

避難所には、ペットを連れて避難できます。同行できるペットは、犬・猫・小鳥・小型のげっ歯類(ウサギ等)です。避難所では人とは離れた場所に動物専用の避難場所を設置し、飼い主で構成する動物救護部が世話をします。

ペットと暮らすシニア世代の方へ

急な入院等に備え、一時的に世話を願うペットシッターや相談する動物病院を探しておきましょう。

飼い主が健康上の理由等で犬猫を飼えなくなったときに、区に登録したボランティア団体が保護譲渡等の相談に対応できる場合があります。詳しくは、衛生課へお問い合わせください。

多頭飼育崩壊を防ぐために

ペットには去勢・不妊手術をさせましょう。ご自身の周りで多頭飼育崩壊が起きている場合は、衛生課へお問い合わせください。

ペットなんでも相談をご利用ください

区内の協力動物病院で受け付けています。ペットの正しい飼い方、健康問題等を相談できます。電話でも相談できます。詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



飼い主のいない猫への対策

区では、地域の皆さんの理解と協力のもと、飼い主のいない猫を増やさないようにし、地域で適正に管理する「地域猫対策」を推進しています。飼い主のいない猫でお困りの場合は、衛生課へお問い合わせください。

動物愛護週間パネル展

地域猫対策、犬猫の適切な飼い方やペット防災について紹介します。

☎9月9日(月)～18日(水)(土・日曜日、祝日等を除く)

☒区役所第1分庁舎1階ロビー



公益通報相談のご利用を



公益通報とは、労働者が事業者やその役員等の法令違反行為について、一定の要件を満たす場合に、事業者・行政機関・第三者のいずれかに通報する制度です。

区では、区の事業や区職員とのやりとりの中で「法令違反ではないか」と思われる場合の通報・相談を、弁護士である公益保護委員が受け付けています。秘密は厳守します。

☎総務課総務係 (5273)3505

●公益保護委員(弁護士)

- ▶水嶋一途☎(3470)3311
一途総合法律事務所(港区北青山2-12-8、BIZ SMART青山212)
- ▶岩田登希子☎(5204)6707
菊地綜合法律事務所(中央区日本橋室町2-2-1、室町東三井ビルディング18階)
- ▶川西拓人☎(6272)6933
のぞみ綜合法律事務所(千代田区平河町2-16-1、平河町森タワー11・12階)